

親の帯同について

高度外国人材の親の帯同に関する論点 ①

論点① 親の帯同を認めるべきか

■ 現行制度

- 現在、日本においては原則として親の帯同は認められていない。

※ 特定活動のうち高度な研究活動、情報処理活動等の資格で在留する者については、事業所の指定等、特定活動として個別に審査した上で、入国前の同居、扶養等を要件として、親の帯同を例外的に認めている。（仮にポイント制において親の帯同を認めた場合、ポイントを満たす者については個別の審査なく包括的に認めることとなるのではないか。）

■ 諸外国との比較

- 高度外国人材の親の帯同については、諸外国（米国、英国、ドイツ、フランス等）においてもほとんど認められていない。
- こうした中、日本が親の帯同を認めた場合、高度外国人材が親を帯同して日本に入国するケースが増加し、社会保障制度に影響を及ぼす可能性についてどう考えるか。

■ 社会保障制度の適用

- 日本においては、一定期間以上適法に滞在する外国人に対しては、内外人平等の原則に立ち、日本人と同様の社会保障を適用しており、高度外国人材の親が日本に滞在する場合も、社会保障制度が強制的に適用される。
 - 一方、社会連帯の仕組みである日本の社会保障制度は、高齢化の影響もあり、その多くが世代間扶養の色彩を強く有しているため、比較的所得が多く、若くて就労可能な時期に負担を行い、高齢となつてから、必要な給付がなされる構造となっている。
- 
- 既に高齢となった高度人材の親が日本に入国してきた場合、応分の負担をせずに多額の社会保障給付を受けることとなる。社会保障制度は税金、保険料といった形で国民全体の負担の上に成り立っており、親の帯同を認めることについて公平性の観点から国民の合意を得ることは困難ではないか。また、財政負担の一部を負う地方自治体の合意も必要ではないか。
 - 親が慢性疾患であるなどの場合に、医療・介護目的での入国と区別がつかなくなるのではないか。
 - 親が永住権を取得した場合、生活保護の対象になってしまうといった問題が生じるのではないか。

高度外国人材の親の帯同に関する論点 ②

論点② 親の帯同を認める場合、どのような要件が必要か。

- 仮に親の帯同を認める場合、日本の社会保障制度に与える影響を最小限にすることや、医療・介護目的での入国と区別できるようにする観点から、どのような要件を設定すべきか。

■ 高度外国人材本人の要件

- 高度外国人材本人の年収要件を設定し、高度外国人材の納税額や社会保険料本人負担が帯同した親の医療・介護に要する費用と釣り合う場合に例外的に親の帯同を認めることについてどう考えるか。

- ・ 後期高齢者医療制度の財源構成は公費約 5 割、若年者の保険料約 4 割、後期高齢者の保険料約 1 割
・ 介護保険の財源構成も公費約 5 割、若年者の保険料約 3 割、高齢者の保険料約 2 割

であり、高度外国人材本人を含めた若年者からの支援金以上に公費が投入される仕組みとなっていることから、高度外国人材の納税額や社会保険料本人負担額が帯同した親の医療・介護費と釣り合うことは通常想定されず、親を帯同する場合の特別の年収要件を合理的に設けることは困難ではないか。

- なお、親の帯同を認めた場合、基本的に日本の年金を受給できない親の生活費を高度外国人材が支えられるよう、帯同する親の人数に応じ、年収要件に一定の加算を行う必要があるのではないか。

■ 帯同する親の要件

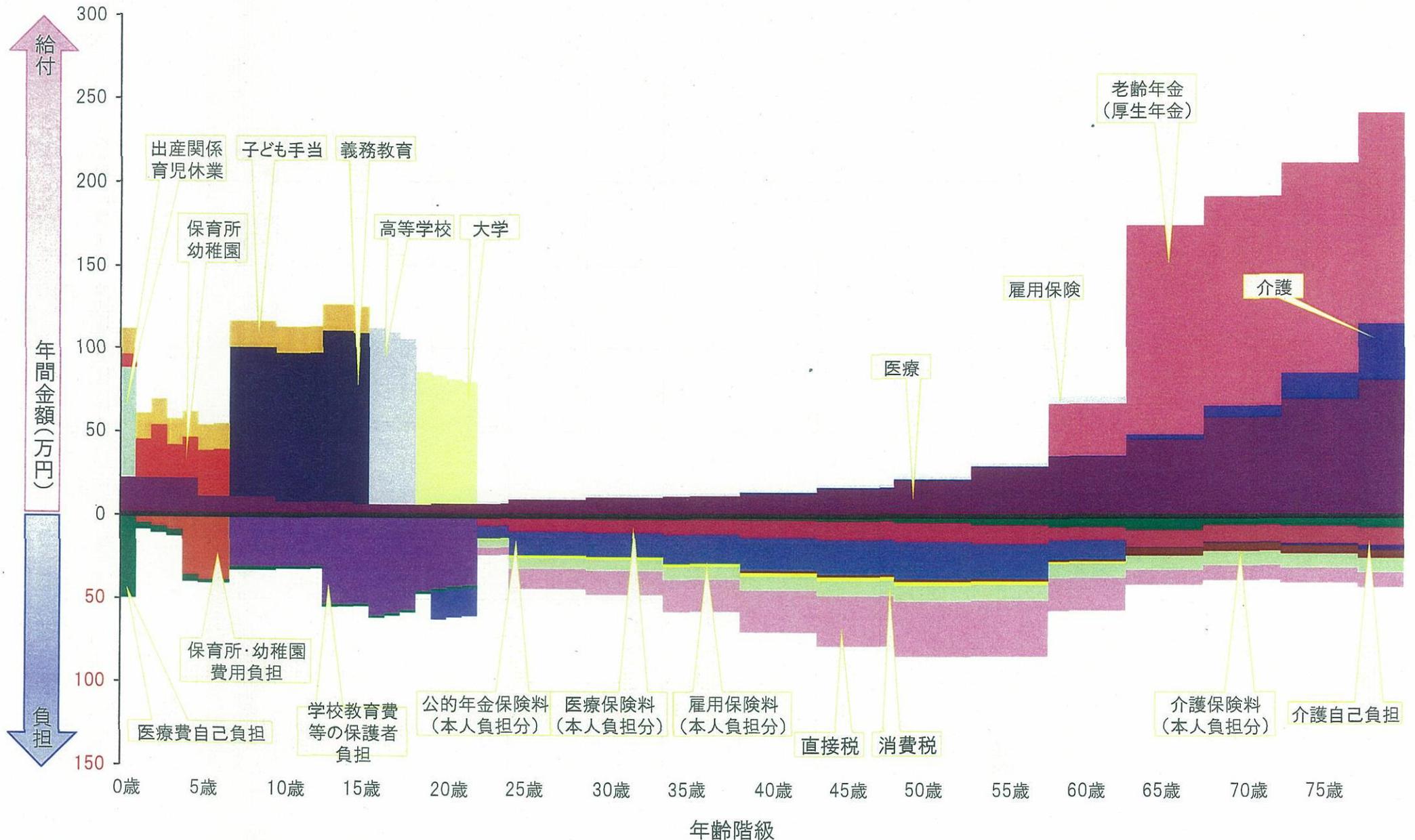
- 医療・介護目的での入国と区別できるよう、どのような要件を設定することが適当か。例えば以下のような要件が考えられるか。

入国前 { ・ 来日前の高度外国人材との同居・高度外国人材による扶養があったこと
・ 親の世話が可能な者が他にいないこと ・ 年齢、健康状態 等

入国後 { ・ 入国後、高度人材と親は同一世帯を維持すること
・ 帯同する親の永住権取得は、現行通り10年以上の滞在を要件とする、本人が永住権を取得しても、滞在する親の在留資格更新期間は現行の特定活動と同様に1年とすること
・ 親の在留資格更新時において、高度人材の扶養能力を確認、健康診断の受診・要介護度の判定を義務付け 等

- 親の入国前の年齢・健康状態や入国後の健康状態により入国を拒否したり在留資格の更新を認めないということについてどのように考えるか。

【参考】ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ



(注) 平成21年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。

【参考】 高度人材の親を受け入れた場合の社会保障負担について（粗い計算）

○ 例えば、75歳以上の方の年間医療・介護費は134.5万円、うち保険給付は121.1万円である一方、年間保険料については9.2万円である。

なお、以下の表の数値はあくまで平均値であり、慢性的な疾患を抱えている場合、医療・介護費は平均より大きくなることに留意が必要。

75歳以上	一人当たり 年間医療(介護)費	うち保険料・公費負担 年間医療(介護)費×0.9	うち自己負担 年間医療(介護)費×0.1	(備考) 親(無収入)が負担する 保険料(年間)
医療保険制度 (後期高齢者医療制度)	88.2万円(H21年度)	79.4万円(※)	8.8万円	4.2万円 (H22・23年度の全国平均値)
介護保険制度	46.3万円(H21年度)	41.7万円	4.6万円	5.0万円 (H21～23年度加重平均)
合計	134.5万円	121.1万円	13.5万円	9.2万円

(参考)

65～74歳		一人当たり 年間医療(介護)費	うち保険料・公費負担 年間医療費(65～69)×0.7 年間医療費(70～74)×0.9 年間介護費×0.9	うち自己負担 年間医療費(65～69)×0.3 年間医療費(70～74)×0.1 年間介護費×0.1	(備考) 親が負担する保険料(年間)
医療保険制度 (国保、健保等)	65～69歳	45.6万円(H20年度)	31.9万円	13.7万円	0円 (高度人材(健保)の被扶養者の場合)
	70～74歳	62.7万円(H20年度)	56.4万円	6.3万円	0円 (高度人材(健保)の被扶養者の場合)
介護保険制度	65～74歳	5.2万円(H21年度)	4.7万円	0.5万円	5.0万円 (H21～23年度加重平均)
合計	65～69歳	50.8万円	36.6万円	14.2万円	5.0万円
	70～74歳	67.9万円	61.1万円	6.8万円	5.0万円

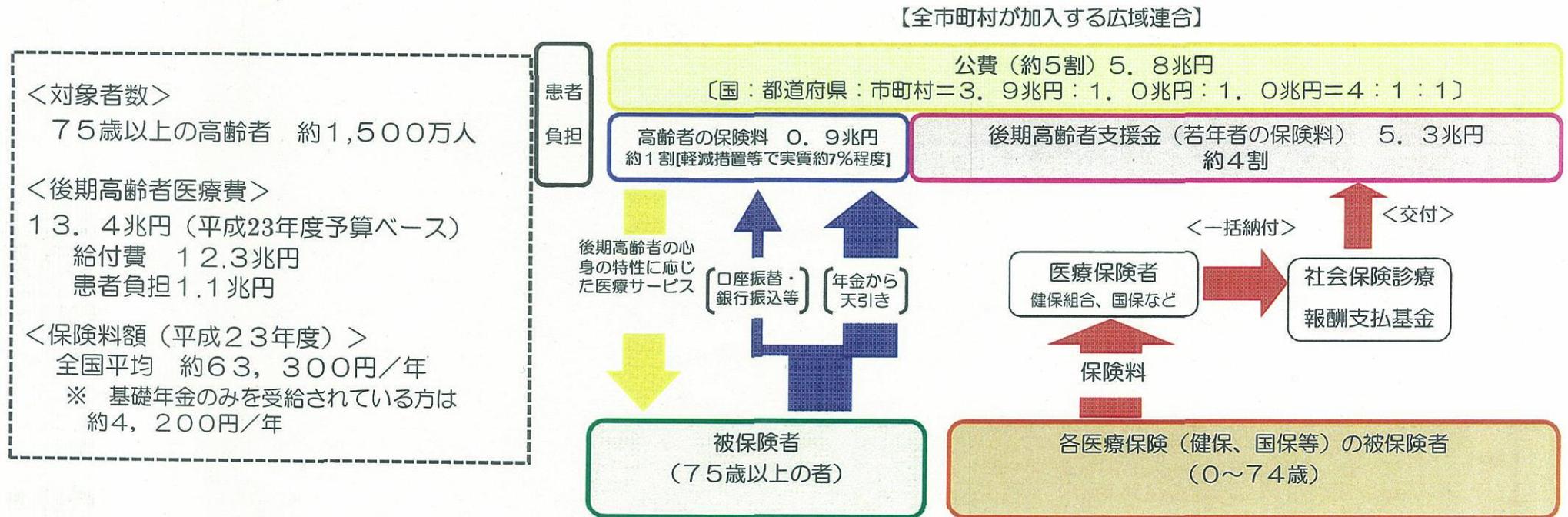
(注)一人当たり年間医療費は、後期高齢者医療制度は審査支払機関における審査分の医療費(療養費等を含まない)であり、それ以外は「平成20年度国民医療費の概況」による。
一人当たり年間介護費は、「平成21年度介護給付費実態調査」等による。

【参考】 現行の高齢者医療制度について

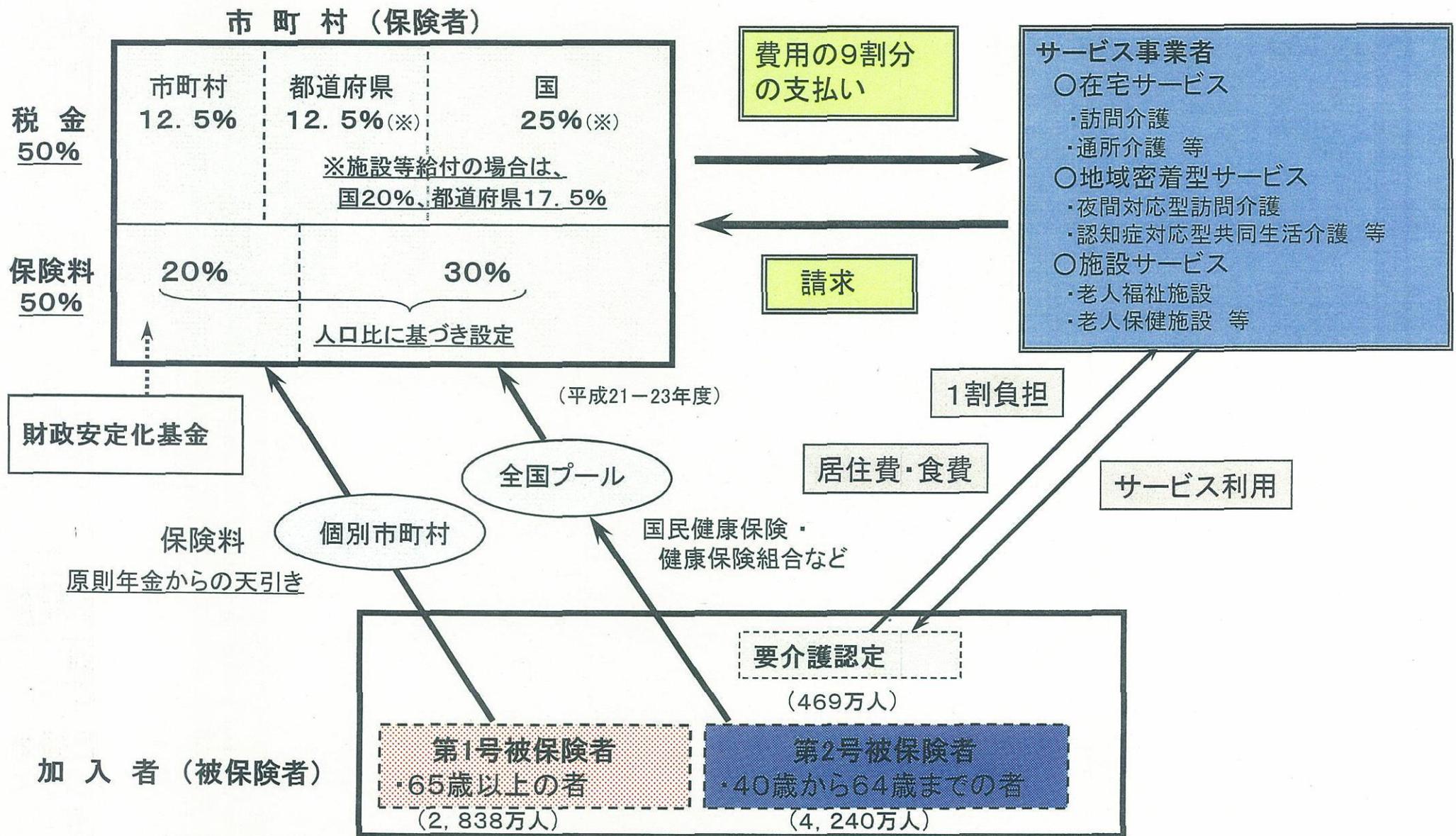
制度の概要

- 高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度を平成20年4月から施行。
- 併せて、65歳～74歳の高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するため、保険者間の財政調整の仕組みを導入。

後期高齢者医療制度の仕組み



【参考】 介護保険制度の仕組み



(注)第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告(暫定)(平成21年4月末現在)」による。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成20年度内の月平均値である。

【参考】 現行制度上、親の帯同が認められている事例

○ 在留資格「特定活動(特定研究等活動)」のみ、親の帯同が認められている。

外国人研究者及び外国人情報処理技術者受け入れを促進するため、平成18年11月から特定活動として実施し、在留期間を、他資格にはない「5年」とする等の優遇措置がされている。

その後、「規制改革・民間開放推進3カ年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)を受けて親の帯同の可否が検討され、平成19年3月から実施されている。

○ 活動内容

① 高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究等

- ・ 本邦の公私の機関(高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究等をする活動等
- ・ 通常修士課程修了以上の方が行う水準の研究であつて、基礎的・創造的の分野におけるもの。
- ・ 過去に認められた研究分野としては、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、光科学技術、ライフサイエンス、情報処理技術、素粒子科学、自動車産業に関する経済学等がある。(分野は限定されていない。今後、新しい研究分野も認められる予定。)

【出入国管理及び難民認定法 別表第一の五イ】

本邦の公私の機関(高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動(教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。)又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動

② 情報処理に係る業務に従事する活動

- ・ 本邦の公私の機関(情報処理に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動

- ・ 例) 産業クラスター地域においてIT技術開発に従事する活動

出入国管理及び難民認定法 別表第一の五ロ】

本邦の公私の機関(情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。))に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所)において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動

○ 親を帯同するための要件

同居し、かつ、その扶養を受ける扶養者の父母及び扶養者の配偶者の父母である場合であること。

上記父母については、次のすべての条件を満たしていることが必要。

- (1) 扶養者と同居し、かつ、その者の扶養を受けること。
- (2) 外国において扶養者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていたこと。
- (3) 扶養者とともに日本に転居すること。